

総務常任委員会

平成22年12月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○嶋田 善行	宮崎 和彦
紀 良治	飯高 昭二	木澤 正男
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	清水 建也
総 務 課 長	乾 善亮	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	谷口 智子	同 課 長 補 佐	安藤 晴康
企画財政課長	西川 肇	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
税務課長補佐	松岡 洋右	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	植村 俊彦	教委総務課参事	佃田 眞規
生涯学習課長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
生涯学習課係長	平田 政彦		

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、紀委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 おはようございます。委員の皆さんには全員ご出席いただきまして、早朝からありがとうございます。特に総務常任委員会の関係につきましても、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査整備保存に関することについて、この関係については前回の委員会でも文化財センターの関係の人数の把握あるいは、アンケートの関係等についてのご指摘もありますように、またその関係等についても担当から詳しく説明をさせます。あと、各課報告事項等につきましては、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、特に国の補正が定まった中で、交付金の関係等について、それとあわせて交付税が3,000億の関係で斑鳩町にも2,700万の予定があったということでございます。また（仮称）地域交流館建設について、前回の委員会でもいろいろとご指摘、ご意見がございまして、その関係の資料等をまた出させていただいて、協議をいただきたいと思っております。コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、また斑鳩小学校民俗資料室の一般開放について、この4つの各課報告事項は担当から詳しく説明をさせますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、宮崎委員、紀委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査について、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、継続審査（１）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申し上げます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてでございます。

お手元にお配りいたしております資料１－①をご覧ください。

１２月１２日現在の斑鳩文化財センターの入館者の状況につきましてお示ししておりますが、資料の構成等につきましては、以前からご説明いたしておりますことから省略させていただきます。

はじめに、１．通常開館の入館者数は合計５，６９１人、この期間中の開館日数１６２日、１日あたりの平均入館者数約３５人となっております。なお、この期間中における平日の入館者数は３，０２４人、開館日数１０３日、１日あたりの平均の入館者数約２９人、また、土・日・休日の入館者数は、２，６６７人、開館日数５９日、１日あたりの平均入館者数約４５人となっております。

次に、２．春季特別展、及び３．夏季企画展における入館者数等の状況につきましては、これまでの総務常任委員会でご報告させていただいておりますことから省略をさせていただきます。

次に、１１月３日から１１月２８日までを会期として開催いたしました、４．秋季特別展 斑鳩の古墳展の入館者数の状況についてであります。合計では１，８２５人、期間中２６日間開館、１日あたりの平均入館者数約７０人となっております。なお、この期間中における平日の入館者数は７８４人、開館日数１６日、１日あたりの平均入館者数約４９人、また土・日・休日の入館者数は１，０４１人、開館日数１０日、１日あたりの平均入館者数約１０４人となっております。また、秋季特別展の入館者合計１，８２５人の内、町内の方が約２８．７％、県内の方が約１９．１％、県外の方が約５１．７％、無回答０．５％という状況でございました。

次に、資料の一番下、５．入館者総数をご覧ください。今年３月２０日開館以来の入館者等の状況についてお示ししておりますが、１２月１２日現在の入館者総数は１１，１８４人、開館以来２３３日間開館、１日あたりの平均入館者数約４８人となっております。なお、この期間中における平日の入館者数は４，６７２人、開館日数１４８日、１日あたりの平均入館者数約３２人、また、土・日・休日の入館者数は６，５１２人、開館日数８５日、１

日当たりの平均入館者数は約 77 人となっております。

そして、今回の秋季特別展「斑鳩の古墳展」の入館者の分析といたしましては、町内で発掘調査が行われた古墳のうち、藤ノ木古墳以外の古墳からの出土品の展示ということで、一般的な関心がやや薄い面もございましたが、全国各地で実施されていた文化財をテーマとした様々な展示会や講演会等が開催されておりますことを勘案いたしましても、当町の特別展へは比較的足を運んでいただけたものであると分析しております。

また、この秋季特別展開催期間中に小学 4 年生から 6 年生を対象とした「子ども考古学教室」のうち「子ども勾玉づくり教室」の開催につきましては、前回の当総務常任委員会にご報告いたしました。11月20日（土）に開催いたしました「子ども斑鳩の古墳めぐり」では 11 組 21 人の参加者を得て、町内の子どもに秋季特別展において展示している展示品の出土した古墳をめぐること、参加者の身近にたくさんの古墳があることに気付いてもらえたことによって、郷土の歴史や文化財に興味を持っていただけたものであると考えております。

続きまして、お手元にお配りいたしております資料 1-②をご覧ください。前回の当総務常任委員会にて、ご意見を賜りました秋季特別展におけるアンケート調査の結果について、ご報告させていただきます。はじめに、回収総数についてであります。秋季特別展の開催期間中の入場者 1,825 人の内、314 人（回収率 17.2%）の方よりご回答をいただいております。

次に、質問についてであります。1 当施設をどのようにしてお知りになりましたかとの質問では、⑦ 藤ノ木古墳に来てとの回答が、37.0% を占め、2 ご来館の目的を教えてくださいとの質問でも、② 藤ノ木古墳を知りたくてとの回答が、40.1% を占めており藤ノ木古墳の知名度や関心がいかに高いものであるかを伺うことができると考えております。次に、3 特別展では、観覧料をいただいておりますが、料金はどう思われますかとの質問についてであります。81.9%の方から②の「適当だ」と思うとのご回答をいただいております。続きまして、満足度調査として、4 特別展の展示内容はいかがでしたかとの質問では、①の「満足した」が 58.0%、②の「やや満足」が 22.6%、③の「普通」が 17.2% と、全体の 97.8% 以上の方から「普通以上である」との回答をいただいております。

次に、ご回答をいただきました方々の性別、年齢、お住まい、来館の交通手段、来館回数の質問についてであります。男女の比率では、男性55.7%、女性44.3%、年齢層では、60歳以上が49.4%、23歳から59歳までが47.7%と回答者全体の97.1%を占めております。また、お住まいについての質問では、③県外62.1%、②県内20.7%、①町内17.2%の順となっており、来館の交通手段についての質問では、①電車33.3%、②バス16.6%、③車・バイク25.2%、④自転車8.8%、⑤徒歩16.1%となっており、来館回数についての質問では、①1回目85.0%、②2～3回目12.1%、③4回以上2.9%という回答をいただいております。

団体行動により見学時間があまり無い等によって、アンケート調査にご協力いただけなかった方々もあり、この特別展の入館者全体の17.2%という回収率ではありましたが、県外から、また60歳以上の方々に多数ご来館いただいている状況であるということでございます。

次に、資料の裏面をご覧ください。アンケートにおけるご意見・ご感想についてであります。1番目には、特別展の展示に関する意見・感想として多かったもの、2番目には、藤ノ木古墳の展示に関する意見・感想として多かったもの、3番目には、ボランティアによる展示解説に関する意見・感想として多かったもの、4番目には、映像に関する意見・感想として多かったもの、5番目には、その他の意見・感想をお示ししておりますが、全体的に、多くの方から勉強になった、よく分かった、わかりやすかった、職員・ボランティアの方が親切であったとのご意見・ご感想やお礼のお言葉をいただいておりますが、解説板の文字が少し小さくて読みづらかったとのご意見・ご感想もいただいておりますことから、今後は、説明文字数やレイアウトを工夫するなど、可能な限り文字を大きく、見やすくするよう努めてまいりたいと考えております。また、その他の意見としまして、斑鳩文化財センターへの道標が少ないとのご意見もいただいておりますことから、当センター周辺に設置しております道標の再確認を行い、増設も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。そして、これらいただきましたご意見につきましては、今後の当センターの運営、企画や展示などに十分生かしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

先の当総務常任委員会にてご報告いたしました調査区の調査を進めております。現在は中心伽藍南域の旧中宮寺池の堤塘を掘り下げまして、南門推定地の発掘調査を行っております。また昨年度の発掘調査において、金堂基壇の北側と西側で検出いたしました、東西方向の柱列と南北方向の柱列との交差する付近の調査区におきましては、柱穴列を確認してはおりますが、途中に柱穴が検出されていないことから、昨年度検出の柱列が中心伽藍を囲む施設の可能性は低いものであると考えております。また、この調査区からは、残存状況の良好な7世紀後半頃の軒平瓦や、鉄などの鑄造において発生したと思われる鉄滓（てっさい）や炭などが出土する土坑が検出されています。

今後は引続き、中心伽藍の東域及び北域に着手し、調査してまいりたいと考えております。

そして、去る12月8日（水）には、文化庁の調査官による史跡中宮寺跡の現地指導があり、今後の発掘調査事業計画等へのご指導を賜るとともに、奈良県教育委員会や史跡中宮寺跡整備検討委員会委員も同行をしていただきまして、有益な現地検討を行うことができました。

以上のように発掘調査の経過内容についてご報告いたしました。今後とも調査の経過等につきましては、当総務常任委員会へご報告申し上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 分かりやすくまとめていただいて、ありがとうございました。今回で何度目のご来館ですかというところで、ほとんどが1回目の方が多いですけども、2回、3回とか、4回以上とか訪問していただいている方というのは、リピーターになっていただいているのかなと思うんですけども、こういう方が理由にしておられるところというのは掴んでおられますかね。

生涯学習課長 4回目以上の来館者の方につきましては、毎回の企画展や特別展の開催をいたしておりますので、そういった企画展、特別展に毎回見に来られている

方ということでございます。

木澤委員 特別展を見に来られている方で、毎回楽しみにしてお越しいただいてると、私もそのように思うんですけども。今後やはりこうした季節ごとのイベントも随時充実していただけたらと思いますが、もう1点、藤ノ木古墳に来て文化財センターの情報を知りましたよという方も多いんですけども、法隆寺に来る方との関連というのは特に調査はされていないんですかね。

生涯学習
課長 特に調査はしておりません。

木澤委員 できるだけですね、もちろん文化財センター等、目的があって来られる方が多いんですけども、観光の方っていっても巡回型の観光を町も推奨しておりますので、できるだけやはり法隆寺も見て、さらにこっち藤ノ木古墳がありますよというのと連携してですね、見ていただけるような形も今後研究していただきたいなというふうに思うんですけども。

生涯学習
課長 iセンター等ですね、文化財活用センターの企画や展示について広報活動を進めておりますが、そういったところでもご来館願えるようにですね、今後周知のほうを検討してまいりたいというふうに考えています。

木澤委員 iセンターのほうでも充実をしていただきたいと思うんですけども、あんまりあれですか、法隆寺の門前に「あっちに藤ノ木古墳がありますよ」というような看板立てたらやっぱりまずいんですかね。今ここでお返事いただけるかどうかわかりませんが。

町長 町としても法隆寺の南大門のところに、観光ボランティアとか、特別展の時には、そういう展示はしますけども、お寺側としてはやっぱり法隆寺としてのあれですから、ちょっと難しい、まあiセンターとか、あるいは木澤委員がおっしゃるように、斑鳩の里へ来られて、やっぱり法隆寺とか見られた方はそういういろんなことを研究されていますから、藤ノ木、あるいは文化財センターというところへはやっぱり来られると思います。それと、一番統

計的に見ますと、この藤ノ木の特別展とか、あるいはそういう文化財センターのほうへふるさと納税の用紙を渡してますから、必ず毎年振り込んでいただけの方。去年送っていただいて、今年もまたお願いしたら振り込んでいただける、そういう方が増えてきているということは、それだけ感心が高いのではないかなと、いろいろ奈良県下の明日香村で今また出てますようにね、いろんなどこございますから。そういう研究をされている、あるいはそういう楽しみ方があると思いますし、当然われわれとしてはiセンターの中で、できるかぎりですね、藤ノ木古墳とか、あるいは竜田川の関係とかですね、巡回型、回遊型そういうものをこれからPRするのが一番大事やと。それが一番大事なのはJR法隆寺駅で降りてこられる観光案内所の案内員が、ある程度聞かれたらそういうことをやっぱり申し上げて、できるだけ藤ノ木のほうに回っていただくということが、我々としては一番大事なのではないかなと。これからまたひとつ職員とか、あるいは観光協会、あるいは観光ボランティアさんをお願いをしてですね、できるだけやっていきたいと思います。

木澤委員 今、町長のほう答弁いただきましたんで、この文化財センターですね、斑鳩町の文化の発信点と中心になっていけるような取り組みを充実させていたきたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと1つだけお聞きしたいんですけども、この来館者の方に関して車で来られている方、または歩いて来られる方、どれぐらいの割合で来られているのかちょっと教えていただきたいと思います。わかりますかね。

生涯学習課長 来館者全体につきましては、来館時、窓口におきましてお住まいの方についてはお伺いをしておるんですけども、来館者全体の交通手段については伺っておりません。なお、今回の特別展でですね、アンケート調査をいたしました、アンケートにお答えいただいた方々の交通手段については資料のほうにお示しをしておりでございます。

宮崎委員 アンケートのほうはわかるんですけども、駐車場の関係とか、そのへんがちょっとね、先ほども木澤委員が言われたように、もし車で来られたら藤ノ木だけ来られるっていうだけでしたら、おりて来られた時に、奈良市なんかだったら、私一般質問したんですけども、奈良市だったら電光掲示板で上のほうにどっちに何があるっていうのが出ていたんですけども。斑鳩町はそれないし、駐車場、文化活用センターだったら数台しか停められないんで、そのへんがちょっと懸念したんで。車で多く来られてなかったら別に問題はないんですけども。また表示板のほうはまた考えていただけたらいいとは思いますが。以上です。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 中宮寺跡の史跡公園の発掘のほうは来年度で終了すると認識しているんですけども、それから史跡公園化に向けて流れていくということで、発掘に関してはこれで終了だと。斑鳩町では古墳等は50近くあると思うんですけども、これから発掘を予定されておられる、将来に向かってね、そういうふうな計画は立てておられるんですか。

教育長 今、具体的にどの古墳を次するという事は立てておりません。当面、中宮寺史跡の整備を中心にして文化財は進めていきたいと思っております。藤ノ木が終わりましたら中宮寺のほうという状況でございます。

嶋田委員 分かりました。藤ノ木の時には中宮寺のほうも、計画的にはですよ、平行してやっておられたと。そしたら藤ノ木はこんで終わった、今度、中宮寺やと。そしたらその次のことを考えていっていただきたいなと、そのように思っておりますんでね、それで結構です。

町長 斑鳩町としても、斑鳩町の文化財の第1号が駒塚、調子丸でございますからね、駒塚、調子丸の関係もでございますけども、文化庁と協議、県と協議をしますと、まだそういう点については、史跡の関係等についてはなかなか認めにくいということで、発掘等の関係等についてはなかなか渋ってますから。

これからやっぱり県、文化庁との関係でですね、発掘というのかなり金がかかりますから、結局国があるいはそういうことで史跡と認めていただいたら非常に助かりますけども、しかしそれが、当初の藤ノ木古墳でも国の史跡になりましたから助かりましたし。また中宮寺も池の買い上げもしていただきましたから、すべてこれで。とりあえず今、発掘が今年度、来年の3月で終了しますと、公園化構想ですから、公園の関係が来年かかるのか、そういうことも踏まえてですね、これからそういうことでやって、その間にまた嶋田委員がおっしゃるように、そういうことで県、文化庁にお願いして、できれば次の関係というのは、駒塚、調子丸というのはやっぱりしていきたいという気持ちは持っておりますけども、あれもいろいろと噂で言われるように、地面の中に入れてらだいたい分かるという機械があつて、そういうものについてはなかなか駒塚、調子丸は盗掘されているということも言われてますようにね、文化庁がゴーサインができれば私のほうもできるだけ駒塚、調子丸については発掘をしていきたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと私感じたことですねんけど、このアンケートの集計結果で、この1番の当施設をどのようにお知りになりましたかの中に、やっぱり法隆寺に寄せてもらったから、その帰りやというような、そういうような項目、法隆寺からというような項目も1つあったいいのかなと私自身はちょっと思います。それと、年齢で22歳までの方の回答が非常に、まあ集団で来られているのかなとは思いますが、やっぱりお子さんであったり、若い方の意見をうまくまた吸い上げていただければと、これは要望ですねんけど、ちょっとそういうことも検討していただければと思います。

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 平成22年度斑鳩町一般会計補正

予算（第8号）について、理事者の報告を求めます。

西川企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2をご覧くださいと思います。

この資料は、一般会計補正予算（第8号）の全体の歳入、歳出総括表となっておりますことから、この中から本委員会が所管となっております項目の説明とさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いします。

今回の補正につきましては、成立しました国の第1次補正に伴いまして、本定例会の最終日に、追加日程として、補正予算を計上させていただくものでございます。よろしくご願ひいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,282万3千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ83億8,106万4千円とするものでございます。その内容につきましては、すべて国の補正予算第1号に伴う所要の補正となっておりますのでご理解ご願ひいたします。

はじめに、歳入予算の補正についてご説明いたします。

まず、第10款 地方交付税では、平成22年度の国税5税の収入見込額及び平成21年度の国税5税の決算剰余金の増によりまして、平成22年度の地方交付税で総額3,000億円の追加交付が行われることとなりました。そのうち、普通交付税につきまして交付を受けましたことから、2,747万3千円の増額補正を行うものでございます。

次に、第14款 国庫支出金、教育費国庫補助金では、斑鳩小学校、斑鳩西小学校、斑鳩中学校の校舎耐震補強工事を行いますことから、安全・安心な学校づくり交付金交付見込額において、小学校で1,727万3千円・中学校で703万8千円、合わせまして2,431万1千円の追加補正をお願いするものでございます。

また、総務費国庫補助金では、地域活性化交付金が交付されることとなりましたことから、交付見込額であります4,419万3千円の追加補正をお願いするものでございます。なお、地域活性化交付金につきましては、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の2つに区分されており、交付

見込額は、きめ細かな交付金で3,060万2千円、住民生活に光をそそぐ交付金で1,359万1千円となっております。

次に、第21款 町債では、先ほど国庫補助金で申しあげました学校校舎耐震補強工事等にかかります財源としまして、学校教育施設等整備事業債を発行いたしますことから、その見込額としまして6,010万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算の補正です。資料の裏面をお願いします。

今回の補正におきましては、衛生費の子宮頸がんワクチン接種等の感染症予防費、また教育費であります学校校舎耐震補強事業以外の事業は、すべて地域活性化交付金を活用した事業となっております。

地域活性化交付金を活用しました事業につきましては、括弧書きで、きめ細かな交付金または、住民生活に光をそそぐ交付金と資料に記しておりますので、よろしくをお願いします。

ここで、地域活性化交付金を活用しました事業につきましては、まず、きめ細かな交付金につきまして、防火水槽修繕工事や浸水対策事業などの13事業を計上しております。事業費総額としましては5,345万4千円となりまして、きめ細かな交付金の見込額が3,060万2千円、残り一般財源としまして2,285万2千円となっております。

次に、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、災害時要援護者台帳の充実や重度身体障害者移動支援の充実などの9事業を計上しておりまして、事業費総額は2,068万円となります。そのうち、住民生活に光をそそぐ交付金の見込額が1,359万1千円、残り一般財源は708万9千円となっております。

これにつきましては、入札等による契約差金分を考慮いたしまして交付金を100%活用できるようにということで算定したところでございます。

それでは説明させていただきます。はじめに、第8款 消防費の消防施設費では、神南4丁目の防火水槽を取り囲んでおりますコンクリートの一部にひび割れが生じており、これを修理するため、その所要額であります49万9千円の追加補正をお願いするものでございます。

また、災害対策費では、迅速に雨量情報を把握するため、雨量観測システムを導入をすることで、雨量計とパソコン一式また家屋への浸水に対応する

ため、水中ポンプ5台を購入いたしますことから、その所要額といたしまして320万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、第9款 教育費では、小学校学校管理費及び中学校学校管理費で、学校校舎の耐震補強工事等を実施しますことから、その所要額としまして、あわせまして8,465万円の追加補正をお願いするものでございます。

今回の工事対象といたしましては、斑鳩小学校の本館西棟・資料館の耐震補強及び屋上防水改修工事でございます。工事請負費としましては1,400万円を計画しております。また、斑鳩西小学校では北館東棟・北館西棟の耐震補強工事及び屋上防水改修工事で、工事請負費としましては5,100万円。斑鳩中学校（北館東棟）の耐震補強工事及び屋上防水改修工事で工事請負費としまして1,950万円となっております。

また、中学校におきまして、扇風機を各教室に2台ずつと特別教室に4台ずつの合計162台を整備いたしますことから、その所要額としまして204万2千円の追加補正もお願いしております。

次に、図書館管理運営費では、児童用図書、住民生活や職業支援、また子育て、健康づくりなどの蔵書の充実を行いますことから、500万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、健民運動場費では、健民運動場の砂ぼこり対策及び運動場全体の改修を行いますことから1,000万円の追加補正をお願いするものでございます。また、すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、緊急地震速報受信装置の整備を行いますことから、その所要額としまして69万4千円の追加補正をお願いするものでございます。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源としまして59万6千円を充当させていただき補正をお願いするものでございます。

なお、本補正予算では、諸般の事情によりまして、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費といたしまして、第9款 教育費、第2項 小学校費、小学校校舎耐震補強事業で6,510万円、第3項 中学校費、中学校校舎耐震補強事業で1,955万円、第5項 社会教育費、町立図書館蔵書充実事業で500万円、第6項 保健体育費、健民運動場改修事業で1,000万円をそれぞれ予算計上させていただいております。

また、地方債補正では、学校校舎耐震補強工事等にかかる財源としまして、学校教育施設等整備事業債を発行いたしますことから、その限度額としまして6,010万円の設定をお願いしております

以上で、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についての説明といたします。本定例会の最終日に追加日程として本補正予算を計上させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 この間ですね、昨年もそうでしたけども、地域活性化交付金という形でこの時期になると国から交付金がきているんですけども、第2次補正とかあるかと思うんですが、この地域活性化交付金について政府のほうはですね、ほぼ通年こういう形で継続的に支給をされるものなのか、それかこの数年間たまたま単年度でこういうものが交付できたのか、こういうものっていうのは示されているんですか。

副町長 この地域活性化交付金につきましては、去年、今年と緊急経済対策でされておりますので、通年化されるわけではございませんので、それはご了解いただきたいと思います。

木澤委員 それとですね、歳出のところで災害対策費のところで雨量観測計の設置ということで、先ほど報告いただいていると思うんですが、今、浸水対策ということも含めて、力を入れて取り組んでいただいているんですけども、今、この雨量観測についてはどういう体制、県のほうが測っている数値を活用してされているのか、今後これを設置することによってどういう効果があるのかというの、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

総務課長 この雨量計でございますけども、現在役場の庁舎の敷地の中にですね、1基、雨量計を設置しております。この雨量計につきましては、平成5年に設置をしておりますので、その雨量計からのデータは庁舎内の表示板に数値で表

示されるということで、例えば1時間雨量でございませうとか、24時間雨量につきましても、そのデータの情報についてはロール紙に記録をしているという形式の雨量計でございませう。今回、庁内に立ち上げました浸水対策検討会議、この中で、役場の閉庁時の雨量の把握です、それからまた情報の伝達、これが初期の浸水対策に有効ではないかということで、この会議の中で意見がでまして、来年度予算を計上させてもらおうということで検討しておいたわけですが、今回、地域活性化交付金が出ましたので、これを活用して本年度に実施をしたいということで考えております。この雨量観測のシステムでございませうが、まずこの雨量計を新しいものに取り替えるという費用と、それからこの雨量計とパソコンを連動いたしまして、雨量のデータの蓄積、分析、こういったものが容易になるということになります。当然このデータにつきましても庁内のネットワークを通じて職員がパソコンでその数値を見ることができるといようなこともできます。また雨量が一定以上になりますと、今でしたら当然大雨洪水注意報とか警報が斑鳩町にでるわけですが、それまでの少ない雨量で集中的に降った場合です、その場合でも雨量計の数値が、その情報が、今職員が登録しております自動招集メールでございませうが、そのメールで雨量の数値を通知することができるということがございませうので、実際の雨量で、こういう注意報なり警報が出ていなくても、実際の雨量で、職員に早期に動員をかけることができるという、そういうメールシステムにも連動できるというシステムでございませうので、今回のシステムを導入することによりまして、浸水の初動態勢です、これにも対応できるのではないかとということで、今回これを導入しようということにございませう。

委員長 他にございませうか。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっと確認しておきたいんですけども、小学校・中学校の校舎の耐震補強ですか、これは計画年度に沿ってやっておられるとは思いますが、これは前倒しと考えていいわけなんでしょうか。

教委総務 今、補正にあげさせていただいている分につきましては、23年度に行う

課参事 分を今、予算化させていただいて、繰越をして23年度の8月に工事をする計画であります。

嶋田委員 分かりました。そしたら、その23年度の分をやっていくということは、来年度また24年度の方もできるということで考えてええんですかね。そこらへんどうですもんやろ。

教委総務課参事 今回、国から耐震補強、安全・安心な学校づくり交付金の交付金が補正されましたので、財源確保ということでこういうふうにさせていただきましたが、来年またどうなるかわかりませんが、そういう補正があれば、それに乗って財源確保をやっていきたいと思えます。

教育長 これは23年度計画していたもので、今佃参事が申しあげましたように予算については前倒しで取らせていただいた、23年度実施する、24年度につきましてはまた23年度中に計画させていただいて、24年度の事業として組ませていただくということでございます。これは計画的にさせていただいておりますので、財源は前年度で組んでおりますけれども、工事は実際やりますのは23年の夏休みしか工事はできませんので、そうした分には2年分を一度にするというのは非常に困難でございますので、だいたい1年ずつの計画どおり進んでいきたいというふうに考えております。

嶋田委員 分かりました。それとですね、町立図書館蔵書充実事業で500万あげられておられるんですけども、これ当初予算ではいくらあったんですかね。

生涯学習課長 平成22年度、1,400万円、消耗品として計上いたしております。

嶋田委員 1,400万と500万、1,900万、大きい数字なんですけれども、図書館の充実ということでは結構かとは思いますが。

ひとつ伺いたいのは、リクエストで蔵書を増やしておられることもあると思うんですけども、町内、町外問わずリクエストを受けておられるということで、この近隣の図書館で、町外の方のリクエストを聞いておられる図

書館というのはどれぐらいあるんですか。今すぐにわからなかったら後でも結構ですから、それだけちょっと教えてください。

生涯学習課長 現在ちょっと町外のリクエスト等については、こちらに資料がございますので、調査しましてお伝えをさせていただきます。

嶋田委員 斑鳩町の図書館と違うんですよ、近隣の図書館で、その行政区外の人からリクエストを受けておられる図書館があれば、それは何ヶ所あるんかということをお聞きしているわけなんです。そこらへんだけお願いします。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 1点だけちょっと確認しておきたいんですけども、教育費の中で健民運動場の充実ということで、砂ぼこり対策というのが、僕も初めて聞くんですけども。これ今回こういう形で予算組まれまして、あとこの運動場というのは、小・中学校の運動場もございますけども、今後ですね、こういう健民グラウンドという形で対策をして、今後、そういう小・中学校の運動場に対しては、そういった砂ぼこりというものが発生する可能性があるんで、そういう方向性というのはどう考えているのかお伺いしたいと思います。

町長 まあ、健民グラウンドの関係等につきましては、整備をしていますものの、今一番大きな問題になっておりますのは、少年サッカーとかですね、される時に芝生をやっぱり引いてもらわんと、喘息が起こると。町の健民グラウンドの場合は芝生をしますと他の競技ができませんから、部分的な芝生はできましても、だからやっぱり土壌を改良して、喘息をなくなる方法はないのかということで、担当に研究してと。去年、少年サッカーのほうがですね、子どもが喘息で倒れるんですというご意見をいただいて、芝生を植えてほしいということでいろいろと検討したんですけども、健民グラウンド全部に芝生を敷くということは、また野球の関係もありますんで大変なことですし、もし土壌改良ができるようだったらということで、きめ細かな交付金が出る中で、もしそれで担当のほうで研究してできるんだったら、やってほしいと。

砂ぼこりそのものはおこるということでありまして、喘息というのは大変なようでして。小・中学校についてもそういう検討はしながらですね、もし土壌が悪ければ改良もしていきたいと思っておりますし、現実には、健民グラウンドについてひとつやっ払いこうと、土壌を改良したら石ころが出たりしますものから、土を上乗せするのか、あるいはそういうものを検討して、このきめ細かな交付金の中でやっ払いこうと、担当課で決めていただいております。

委員長 よろしいですか、他にございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと私のほうから確認させてほしいんですけども。先ほど嶋田委員がおっしゃっていた図書館のやつですねんけど、もう1度確認したいんですけども、この500万は、まあいうたら1,400万で予算組んで本を入れていただいておりますわね。そしたらプラス500万で、来年は1,900万分で予算つけていますか、そういうような本で考えていただいていると思っていわけですか。

町長 これはですね、予算は今申し上げたように22年度は1,400万ですから、その中でもいろいろとやっぱり実情を考えたら図書館というのは非常に斑鳩町の場合も皆さん方、非常にたくさん来てはるという中で、いろんなご意見を聞く中で、やっぱりそういうことも踏まえる中で、できれば、この22年度の中で交付金を活用して500万と。23年度は1,400万になるのか、1,200万になるのか、これはまたひとつ担当の図書館からあがってくる予算の中でですね、蔵書をどうするかということについては十分検討しながらですね、23年度は1,200万か1,400万の範囲内だと思っております。

委員長 もうちょっとお聞きしたいんですけども。中学校の教室の扇風機なんですけど、これは夏前にはちゃんと稼働できるような工事をしていただけるように

考えていただけてるのか、ちょっとお聞きします。

町 長 これは伴委員さんが申されましたようにね、以前から小学校がやったら次はというところで、総務委員会からもあるいは紀委員からも中学校どうするのかということ、できれば早く工事にかかって夏には十分間に合うように、もう夏にかかっていたら大変なことですから、やっぱり早くということで担当の職員はですね、そういうことに配慮して、中学校まで、当然、小学校はもうやっていますから、中学校は放っておくのかということになりますからね、早く取り組んだほうが良いということで、こういう措置をしたということです。

委員長 分かりました。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、（２）（仮称）地域交流館建設計画について、理事者の報告を求めます。 吉田総務課参事。

総務課参事 それでは各課報告事項の（２）（仮称）地域交流館建設計画についてご報告申し上げます。前回の総務常任委員会でご指摘等をいただきました件につきまして、本日資料として提出しております。

それでは、資料３の１をご覧いただきたいと思います。（仮称）地域交流館建設計画については、１としては基本的な考え方、２として目的、３として効果、４として建設計画４ヶ所の考え方、５として事業主体及び管理運営、６として施設規模について説明をさせていただきます。

まず初めに基本的な考え方につきましては、（１）地域が主体性を持って管理運営を行う施設であること。（２）単位自治会ではなく、広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設であること。（３）建設計画については、小学校区の考え方を基本とし、合計４ヶ所を建設するものであること。

２．目的につきましては、今後、ますます進む、少子・高齢化社会に対応するために、地域での子育て支援、高齢者への支援、健康づくり支援、小・中学生への支援、防災・防犯対策等が求められます。また、これらの支援を住民の身近なものとするためには、住民、ボランティア団体、NPO等と行政が一体となり協働の施策を行う必要があります。

(仮称)地域交流館は、地域住民のコミュニティ活動の拠点として整備することによりまして、様々なグループ・団体の自治会という枠を越えた活動を支援し、住民と行政の協働のまちづくりを推進するものです。

3. 効果といたしましては、地域住民の活発なコミュニティ活動は、すこやかに生き生き暮らせるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりに欠かせないものであると考えております。各自治会において、集会所等のさまざまな形態により、活動に苦慮されている自治会、また財政力不足などの理由により、自治会単独で集会所を所有できない自治会などがあり、今後、自治会員の高齢化が進んでいく状況となることから、互いに助け合い、支え合うコミュニティを再構築することは重要な課題であると考えております。

このことから、(仮称)地域交流館は、広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設として建設するものであり、この施設を活用し、地域住民が互いに助け合い、支えあうことによりまして、各自治会・小地域福祉会などの活動がより一層活発になるとともに、地域の子育て支援の充実にも活用できると考えております。加えて、地域住民による多種多様な趣味・サークル等による活発なコミュニティ活動が展開されるものと考えております。このことは、万一の災害時における避難施設としての性格も有しております。取り組み事業例といたしましては、下記に提示しているとおりでございます。

4. 建設計画4ヶ所の考え方については、参考資料1をご覧いただきたいと思っております。参考資料1の水色で囲っている4箇所についてご説明申し上げます。龍田地区2ヶ所につきましては、自治会集会所はあるものの高台にあるため、高齢者にとっては苦慮されている状況のある紅葉ヶ丘地区、三室地区、笠町地区付近の自治会に1ヶ所。もう1ヶ所は、単独自治会では集会所の確保が困難な小規模の自治会が多数ある龍田4丁目付近であります。

法隆寺地区につきましては、小規模・大規模自治会が混在しており、住宅開発が進み、自治会の肥大化により施設等の確保が困難な自治会がある区域であります。

興留地区につきましては、住宅の密集地で単独自治会では、集会所の確保が困難な小規模の自治会が多数ある地区であります。

このようなことから、建設計画しております4ヶ所につきましては、地域住民のコミュニティ活動や町の子育て・高齢者対策事業を一定の地域で実施

できる施設であると考えております。

5. 事業主体及び管理運営につきましては、（仮称）地域交流館建設の事業主体は町であります。まず地元で用地を探していただくことを要件としております。その後、町が適正な価格で用地を購入し、建物についても町が建築し、斑鳩町の財産とするものでございます。

管理運営につきましては、地域が主体性的に行っていただく施設であり、龍田の消防コミュニティセンターの管理運営と同様、周辺の自治会が協議の上で定められた自治会が管理主体となって自主運営される施設であります。

6. 施設規模につきましては、（仮称）地域交流館建設計画は、単位自治会ではなく、広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設でありますことから、現在、周辺自治会により管理運営をされております消防コミュニティセンターの規模が一定の目安と考えております。

以上が（仮称）地域交流館建設計画についての基本的な考え方・目的・効果、建設計画4ヶ所の考え方、事業主体及び管理運営・施設規模についての説明とさせていただきます。

つづきまして、資料3の2をご覧くださいと思います。

平成21年度のコミュニティ施設等の利用状況につきましては、利用状況のアンケート調査を実施いたしまして、自治会連合会加入の116自治会から対象に実施いたしまして、回収自治会は103自治会となっております。回収率につきましては、88.8%となっております。

このことから、自治会が小規模等で管理されている集会所等のある自治会につきましては、58自治会でございます。その58自治会の集会所のある世帯は、単純に計算いたしますと約5,200世帯で、1自治会あたり10世帯となっております。また、集会所等がない自治会、連合会116ですので、その半分58の自治会がありまして、その世帯は2,600世帯、1自治会あたり4.5世帯となっております。連合会未加入団体、また連合会及び単体等に未加入世帯の合計をいたしますと約2,600、約半分の世帯が自治会の集会所を確保していない世帯となっております。

それでは、自治会集会所等の年間利用回数について申し上げます。集会所等の施設につきましては47施設でございまして、未回答の施設は4施設となっております。43施設の年間利用回数は2,430回となっております。また

合計欄にかっこ書きをしておりますのは、そのうち他の自治会が利用されている利用回数はとなっており68回となっております

自治会の集会所等の年間平均利用回数は約60回となっており、自治会によっては、団塊世代の退職等により、自治会活動をはじめ会員の趣味・サークル活動が盛んに行われ、年間利用回数が100回を超える施設は6施設となっております。このことから、今後、少子・高齢化が進むことによりまして、さらにさまざまなコミュニティ活動がなされるものと考えております。

次に、集会所を持たない自治会の主な活動場所については、これにつきましては、公共施設、他の施設を利用されております自治会は、複数回答となっておりますが、延べ56自治会ございます。また未回答につきましては、9自治会であります。集会所を持たない自治会が、会合等に公共施設（各公民館、消防コミュニティセンター、生き生きプラザ斑鳩、いかるがホール、観光会館）を38自治会が利用され、公共施設以外ですね、会長・役員の自宅とか、レストラン・喫茶店、その他、神社等を利用され、会合等に利用されている自治会は18自治会であります。

このように、集会所を持たない自治会は、会合等の場所に大変苦慮されている状況でと考えております。

続きまして、公共施設における自治会等の年間利用回数についてご説明申し上げます。自治会等、これは自治会、子ども会、福社会等が、各公共施設の年間利用回数は、合計727回の利用回数となっております。

中央公民館につきましては、周辺自治会の総会等の時期に集中して利用され、利用回数は21回となっております。東公民館につきましては、周辺自治会で集会所のない自治会、また、自治会集会所では自治会員が一堂に会することができない自治会等が年間を通して利用されまして、利用回数は69回となっております。西公民館につきましては、三室地区、橋西地区等の自治会が多く利用され、利用回数は55回となっております。

消防コミュニティセンターの利用回数につきましては461回利用され、その内訳といたしましては、自治会・子ども会等で55回、また地域及び地域を越えての趣味の会、サークル活動等で406回の利用となっております。

このように地域住民のコミュニティ活動にたいへん、大いに寄与しているものと考えております。

生き生きプラザ斑鳩、いかるがホールにつきましては、周辺自治会が役員会及び総会等に利用され、利用回数は22回となっております。

観光会館につきましては、周辺自治会が年間を通じて利用され、利用回数は99回となっております。

このことから、(仮称)地域交流館建設計画に類似しております、消防コミュニティセンターは周辺自治会により管理運営されておりますことから、地域住民の方々に大変使いやすいのではないかと考えております。

以上で、資料3の2のコミュニティ施設利用状況の説明とさせていただきますが、参考資料1については、前回は資料として提出しております(仮称)地域交流館建設計画であり、参考資料2につきましては、各公民館、いかるがホール、生き生きプラザ斑鳩の各施設の利用状況として提出しております。説明については、省略させていただきます。

以上で、(仮称)地域交流館建設計画についてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 この計画について、こうして書面で目的も示していただき、その趣旨については理解します。で、今後必要になってくる施設であると思いますので、私は計画的に進めていくべきかなというふうに考えていますが、やはりそうして進めていくまでに、きちんとして調査も必要ですし、これ読ませていただいても、わからないところがありましたので、いくつかお尋ねをしたいんですけれども。まず、用地は地元で探していただくというところですね、これは当然、町のほうで決めるよりも、地元の調整という意味では必要かなと思いますけれども、これ自治体にポンと投げてしまう形になるんですかね、そのこのところ、ちょっとわからないんですけれども。

総務部長 今、おっしゃっていただいておりますように、単一自治会ということではなくて、まず、その周辺の自治会の方々が、集会所がこの地域に欲しいという希望が先になると思います。で、その中で、地域交流館に適した用地をそ

の関係自治会の方々でお探しをいただいて、一定のその土地所有者の協力するという了解をいただいた上で、町にそういうお話をもってきていただきたいなというふうな考え方でございます。ただし、用地を買うのは町でございませし、建築するのも町でございませので、その用地の買収等につきましては、町のほうで時の鑑定等をとらしていただきながら適切な価格で買収していくといったこととございませ。

木澤委員　　そういうことと、4ヶ所ということと、その周辺の自治会に相談するという形になりますけれども、その対象になる自治会というのを、どういう範囲で定めるのかなというのがちょっと疑問なんですけれども。

総務部長　　漠然とした形でお捉えになっておられると思うんですけれども。この4つの青い丸で囲んでおります区域、この円の中に入らなかったらだめだという意味では決してございませ。で、この周辺で、そういった要望があればということと、と申しますのは、この周辺には、先ほど参事のほうから説明がありましたように、いろんな事情でございませ、そういった施設を持つことが難しい状況である中で、そうした周辺の自治会、例えば4つであったり、極端に言えば小さい自治会でしたら10個以上の自治会が集まるかもわかりませ、そうした自治会が寄っていただいて、先ほど申し上げました手順を踏んで、要望していただければなというふうにごとてございませ。だから、3つの自治会じゃだめだとか、一定の何平米、1ヘクタール以上の土地を含んでなかったらだめだとか、そういったことはごとてございませ、そういう要望に応じて、内容を精査しながら、議会に相談しながら、そういったことと実施してまいりたいというふうにごとてございませ。

木澤委員　　そうと申すと、やはり一応4つ、拠点としてごとてございませということとを前提において、その地域に話を持っていくということになるんですけれども。ちょっと前回、最初にマップを見せていただいて、龍田4丁目付近でなかなか取得が難しいということとあげてございませけれども、この丸の中に実際2つ、集会所がある形になっているんですよね。これはなんで、こういう範囲で、もうちょっと4丁目というのと、集会所のないエリアが中心になるのかなと思

ったんですけれども。ここはどういう事情になるんですかね。

総務部長 これ、先ほども言いましたけれども、この丸の範囲にあまりこだわっていただく必要はないと思います。もうちょっと広い範囲で想定しております。この中に、たまたま2つ入っておりますけれども、これにつきましては、お寺でありますとか神社の施設をお借りになって、集会施設とされているところがございますという事情もあるということで、この丸の中に入っているということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 それと、先ほど、参事のほうから、いろいろ数字について報告いただきましたけれども、このなかで、集会所をもっていない自治会が58あるということですね。こういうところについては、集会所を持とうとしているのか、持ちたくても費用面で持てないとか、いろいろ理由はあるのかなと思いますが、ここについての調査というのは、どのような状況なんでしょうか。

総務課参事 先ほど言いましたように、自治会のある、58自治会、集会所、合同で連合組織等で持っておられる。この集会所につきましては、さまざま、小規模から200平米くらいの、いろんなございますので、一概に一同が会員が集会所で一同に会せないというような状況のところが多数ございます。先ほど、木澤委員のほうから、龍田4丁目付近につきましても、部長のほうから答弁がありましたように、自治会数はここは10世帯から、小さい自治会が多数あるということだけご理解のほどお願い申し上げます。

木澤委員 それと、集会所を持っていて、築30年、40年と経って、今後、建て替えとか、大きな修復が必要になってくるよというような事情を抱えているところというは調査されていますか。

総務課参事 そこまで詳しくは調査しておりませんが、やはり、小さい小規模の自治会は、場所的にもない、建て替えたら、建築確認もおらないような状況のところもございますので、そこまでは詳しくはしておりませんが、集会所に関して各自治会が苦慮されているということでございます。

木澤委員 一定、やはり、今まではそうして集会所を持っていたけれども、今後もう維持できなくなってしまうとか、建て替えが必要だけれども、費用面でそれができないとかいう事情があるようでしたら、それも加味したうえで、検討していく必要があるのかなど。その議論をしていかなければいけないかなどというのが、ひとつ私は思っているんですけども。それと、イメージ的には、消防コミュニティセンターの規模が一定目安ということで、あんな形のを想像しているんですけども。ちょっと最初の話に戻るかもしれませんが、複数の、ひとつの単位自治会だけではなく、複数の自治会に利用していただくということで、その周辺自治会に管理をお願いするということがなんですけども、実際に、消防コミュニティセンターというのは、どんな形で管理をいただいているんですか。

総務課参事 消防コミュニティセンターは、追手といういろんな自治会がございます。そのなかで追手東自治会で鍵の借り出しとか、管理していただいています。それは、周辺の自治会が協議されて、追手東の自治会になったということでございます。

木澤委員 そうすると、今、現状では、ひとつの自治会で、周辺と協議しながら、そこが管理していただいているということですね。あそこのコミュニティセンターは当然、町民全体の方が使えますけれども、管理しているところが優先して使えるとか、そんなことにはなっているんですか。

総務部長 決してそういう状況ではございませんで、当然、あれは、確か、申込は、利用する前月の初日から受付をされている施設でございますので、そういう形で申し込まれたら、自治会が先にとっているということではなくて、もし自治会が使用になる、その申込の期限に申し込まれて、そのあとで来られたら、詰まったら残念でしたということで、通常、優先とかいうことではございません。

木澤委員 ちょっと心配したのは、なんで、うちとこで管理せなあかんねんという不

満が出ないかなというの、ちょっと心配したんですけれども。実際、そういう形で管理していただいているようでしたら、今後、周辺住民の皆さんで話し合っ管理していただけると、体制はつくっていただけるのかなというふうには理解はしておきたいと思うんですけれども。それと、今後、具体的に建設していくとなると、周辺の自治会さん集まって、用地を選定してもらうことになるんで、そこで、どんな建物にするんやということも、自治会のみなさんの声を聞いて、具体化をしていくという形になるんですか。

総務部長 基本的には、町がどういった施設という形で、案をお示ししていくというなかで、当然、管理をしていただくのが、その周辺の自治会になりますので、管理しやすい形でありますとか、その周辺の自治会の一定の要望は聞く必要があるというふうに考えております。

木澤委員 それと、4つ、これ示していただいていますけれども、財政的な部分ですね、一般会計から全部だそうとおられないと思うんですけれども。国の社会資本整備総合交付金のような形で、基盤整備に対して、一定、国のほうからも交付金が出るような考え方なんかも示されていますけれども、そういうところの活用については、財源的にどう考えてはるんですか。

総務部長 私ども、これを建設するにつきまして、いろんなそういった補助金でありますとか、交付金とか、国、県を含めまして、今、調査をしております。で、以前に、県のほうに、そういった補助金、上限定められておりますけれども、あったんですけれども、今現在ないということで、今後も調査を進めてまいりますけれども、どちらにいたしましても、土地の購入費については難しいのかなと。もし出るとしても、建築に際しての補助金、交付金について、今後研究を進めてまいりたいとは考えております。

木澤委員 そのときどきによって、確保できる用地なんかもありますので、一定にその細かい金額までは出ないでしょうけれども、一定、4つ建てるということで、将来的な財政推計の見通しなんかも必要かなと思うんですけれども、その点についてはどう考えてるんでしょうか。

副町長

当然、先月の委員会で発表させていただいておりますので、前の決算のときにはこれは入っておりませんでした、当然。で、次の予算の時に、参考資料のところに財政推計を入れさせていただきますけれども、その中には、この件もオンして推計させていただきたいと思っております。これも、以前からも言っておられるように、駅前周辺整備がございます。あれにつきましても、今日まで約30億円出しておりますけれども、今後、10年後はどうなるのかということも踏まえまして、それも幾分オンして、出していきたいと思っております。だから大きな事業としては、これと学校耐震事業がありますわね、平成26年まで出しております、約30億。それと、中宮寺の整備、これらを含めた形で財政推計を出していくという形でお示しをしたいと考えております。

木澤委員

それとですね、コミュニティとしての考え方なんですけれども、一定、前回も聞きましたけれども、それももう確保できる用地の面積によりますけれども、一定、建物、ハコモノだけじゃなしに、公園的な考え方というのも、私は必要じゃないかなというふうに思っています。特に、取り組み事例のなかで、地域での親子出合いのまちづくり事業とか、子育てサロンとかいうことで書いていただいておりますので、特に斑鳩町も公園はいくつかありますけれども、よくお聞きをするのが、乳幼児を公園に連れて行って遊ばそうと思うと、こけても大丈夫なような芝生のある公園がやっぱり少ないという声も聞きますので、こういうコミュニティの場としてつくるんだったら、私は、用地の確保の問題はありますけれども、そういったスペースも検討して、いろいろ交流できるような形も検討していただきたいなという、これは要望ですけれども、持っています。それとですね、前回の委員会でも、他の委員さんから出されていたんですけれども、既にこれまで建てている集会所をもって建ててきたと、自分ところで、補助金の1,500万円上限に。そういう自治会との兼ね合いというんですかね、そういうところも、自分らは今までお金出して建ててきたという思いは持ってはるでしょうけれども。そういうところの関係については、町はどういうふうに感じてはるのかなというふうに思うんですけれども。

町 長

これは、要綱に照らし合わせて、町としてもそういう1,500万という上限まで上げてきたわけですから。錦ヶ丘にしたかて、土地がちょうどそこに空き地があって、この時にしとかんと、やっぱり今後できないということで、その時に作られた。そしてまた浄化槽が入って、下水道が入って、浄化槽も設置された、そういう、やっぱりひとつのめぐり合わせがあると私は思うんです。土地にしても、その土地がどういう形で購入できるかというのは難しい問題で、以前に、昭和団地の問題でも、やっぱり向こうから言うてこられて、坪40万円ほどと言う話で、近鉄不動産という話で、それは無理ですよ。それをある程度決められて、その場所を鑑定価格にもとづいて20何万円という精査をして、ご理解いただいて、先方との契約ができた。そういうことも踏まえていかなかったら、なかなかできませんし。そういう場所とか、そういうものは、地元の方々が一番よく知っておられますし、そういう点について考えていくのは一番大事ですし、それは、いろんなケースがあると思います。町内は町内で、やっぱり月掛けをして、建てた以上は維持管理がありますから。必ずそういう点では、10年たったら、やっぱり何らかの形でリニューアルせんあかんところがありますからね、そういう点では、自治会の人のご苦労いただいている。ただ一番問題は、新しくできた、まあ昭和40年、50年ぐらいから建ってきた、その地域の方々は住むけれども、出て行ったらどうしてくれるんだと。月掛けをどうするとか、いろんなことが議論があると思うんです。やっぱりそういう難しさはあるけれども、みなさん方は、やっぱり町としての地域地域を守っていく中で、そういう時期が来たら、自分のところも公民館をつくっていこうと、そういう自治会のリーダーシップというか、そういう人がなかったら私はできないと思いますし、ただ話し合いだけするとしたかて、なかなかそういうことは定まらんと思いますので。私は、やっぱりそういう点については、錦ヶ丘の方々とか、そういう点については、やっぱり、自分らとしては、今はいい公民館ができたなど、またそういうことで町としても協力いただいたなどということ喜んでおられると思っています。

木澤委員

最初にお聞きしましたように、今、自治会が建設して、もっているところ、

で、改修が必要なところとかいうのが今後出てきますんで、この町民全体に対しての地域交流館というのは、これはこれでやっぱり進めていくべきかなと思うんですけども。やっぱり自分のところにも欲しいわという思いは出てくると思いますので、今持っておられる集会所もきちんと維持していけるような形も、今後も取っていく必要があるかなと思うんです。そうしたところで言うと、今、集会所建設・改築等について、補助金をいくら上限出すということも決まっていますけれども、そのへんの議論も、これの、地域交流館建設の議論に併せてしていくべきではないかというふうにも考えています。ですんで、今後、必要に応じて、総務委員会も開いていただくなかで、そうしたことも議論を深めていって、この計画について考えていきたいなというふうに、私は考えています。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 今、地域交流館建設計画ということで聞かせていただきまして、基本的な考え方、また目的、効果ということで、このとおりやと私は思います。特に目的といたしまして、やはり今般の少子高齢化とか、防災とか書いてありますように、多目的の施設としては、今求められているとは思いますが。このなかで、ちょっと心配されるのが、やはり管理運営のあり方ということで、先ほども理事者のほう言われましたけれども、まず地元の住民との協議を図っていく、そのなかで、やはり町の関わりをどうしていくか。やはり、ひとつの施設を建てますと、どうしても、その隣接した地域だけが優先するというのは、まあ地理的にそういう形になるのかなと思ったりもして。だけれども、広域的な施設ですから、そのへんを、どう町は指導していくのかというよりも、見ていくのかと。実際に、やはり、この目的に沿った内容で、住民が使用されていくのか、これは、将来的な見方においてしかわからないことなんですけれども、やはり、その各4ヶ所の地域が選定されています。4ヶ所の計画で、A B C Dの、各地域によっては、協議の中で、あれをしたい、これをしたいとかいう、その思いがあると思います。前にも出ていましたように、ここで葬儀をしたいとか、やはり強く要望があれば、それは、その住民の管理運営するとかいう立場において、強く要望したい地域もあったり、そうで

なかったり、その格差とかいろいろあるんですけども、そのへんを町はどのように指導していくかというのは、今後の課題なんですけれども、私としては、心配されているのが、そういったものが、せっかくないい施設を作りながら、なんか不満に思われたり、いい思いもされているけれども、やっぱり地域住民にとっては、やっぱり満足度のある施設というのが、将来において大事ですから。やはり目的に沿ったやつをする上において、町と地域との運営の関わりをどう付けていくのかということとは心配されます。今後の計画での、そういったことが協議の上されていくと思うんですけども、そのへんのことについて、答えられればお聞きしたいと思います。

総務部長

なるほど、ご心配されるようにですね、いろんな使い方が想定はされると思います。それも、これも、地域の方々がいろいろな要望があるなかで、地域の方々が運営していただくところが大きいわけですから、その地域の方々が納得をして了承されるなかで、例えば、施設の維持に大きな影響を与えるでありますとか、周辺に危険な状態を生むというものでない限り、地域の周辺の方々も含めた理解があれば、やはり、そういったいろんな使用の方法について、町はだめだというのは、逆に言えば難しいのではないかと、いうふうに考えております。先ほども言いましたように、あくまでも、その周辺の施設自身の影響、周辺の住民の方々への環境への影響等々を勘案して、そういう方々の了解を得られる中で、どんな活動ができるかということについては、行政も入って、話し合いの中で解決を図っていきなるとは考えております。ちょっと意味が伝わったかどうかわかりませんが。

飯高委員

ちょっと老婆心ながら、いろいろと考えていきますと、そういったものも考えられますのでね、せっかくこれから計画されて、住民に開かれた施設に対して、こと細かとか、また住民の要望というのは多種多様でありますのでね。また4つという複数のことになると、比較もされていきますのでね。そら地域の住民の意向でできた、また約束された運営ということになるんやけれども、住民の方はそう考えられない場合もありますのでね。それはそれでまたちょっと難しい面もあるんですけども、そうしていただきたいと要望しておきます。これにつきましては、今後、大いに期待をしております。

ます。以上でございます。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 聞きたいこと、だいたい、前のおふたりの委員に聞いていただいて、だいたいわかるんですけども、ちょっと2点だけおしえてほしいんですけども。一番初めの、今、ここの資料には残ってないんですけども、一番初めに説明していただいたときに、建物の構造がRCやということで聞いたんですけども。コミュニティセンターはS造でだいたいできてますやんか。あともうひとつ、それは建設費が高くなるかなと思って、まあ私の聞き違えだったら、またすみませんねんけれども。

あともうひとつは、今、各委員言われていましたけれども、この4ヶ所優先順位は決まっているのかどうか、私にはちょっとわからないですけども。優先順位がどこからまずやるかというのがひとつで、これもし、優先順位が決まっていて、その土地が確保できへんねやったら、優先順位が替わるのか。また、今、前の木澤委員も言われていましたけれども、私のところやったら、興留なんですけれども、興留の集会所にしても、阿波の集会所にしても、もうプレハブで水漏れしているような、興留にしたら神社でもう基礎にも亀裂が入っておって、かなり傾いていますねんけれども、こういうところから要望があったら増やすのかどうか。もし、そこが、こういうところに、土地確保しましたよというて、よそ作ってんねやったら、うちも作ってくれへんかということの要望があったら、この4ヶ所に関わらず増やしていくのかどうか。ちょっとそのへんだけ、お聞かせ願えますか。

総務部長 まず1点目のRCということですねんけれども、ちょっと、私、そういう答弁をしたと記憶がございませんで、構造等については、今後の設計の中で行ってまいりたいと思っております。4ヶ所の優先順位のご質問でございます。前回、以前にも申し上げておりますように、現在のところ、この地域のなかで要望の出ている箇所がございます。法隆寺地域から要望が出ております。そのあとについては、優先順位については特に定めておりません。おりませんけれども、例えば、この範囲以外に要望があったときどうするのかという

ご質問でございますけれども、今現在の形では、この範囲、もうちょっと丸い円を大きく考えていただきたいんですけれども、そういう範囲も含めて、例えば、興留地区でするといったことがあれば、検討する必要はあるのかと思いますけれども、今現在のところは、この4ヶ所で考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

宮崎委員 すいません。もうひとつだけおしえていただけますか。先ほど言われておりますように、その、だいたいこの地域でやると言われていたんですけれども、言うておられたように、自治会の軒数、いろいろ細かいの集まったり、大きい集まったりして、今言うておられたように、この法隆寺地区ですか、だいたい五丁の辺だと思っておりますけれども、ここは自治会が800軒以上ありますよね。そうしたら、これ4ヶ所ですけれども、各、大きさはかわってくるんですか。一応、追手のコミュニティセンターの大きさと言われていたんですけれども、ここはかなり大きい自治会だと思っておりますけれども、これに対しては、大きさを変えていかれるんですかね。このあたりをちょっと。

総務部長 先ほど、参事からの説明にもありましたように、規模的には今のコミュニティセンターぐらいの規模を考えております。周辺の自治会、または世帯数が増えたらどうするんだということがあるんかもわかりませんが、基本的には同じような規模の建物を4ヶ所、今、考えております。

宮崎委員 ここらへんに集会所ない、五丁のあの小さいとこでしたら、そんだけ人数入れないと。総会したいねけどという、もし要望があったらね、全体の総会の人数なんて到底入らないと思うんですけれども。そのへんは、同じ大きさでいいのかどうか、ちょっと私かて疑問に思うんですけれども。

副町長 今回、計画いたしておりますのは、あくまでも地域交流館でございます。そこで、すべての総会をするにはどうしたらいいのか。そのご要望にお応えとしたら、例えば、地域の方々が、例えば、いかるがホールの研修室を使うかということを考えていただかないと解決しない問題でありますので、それと地域交流館の趣旨とはまた違ってまいりますので、ご理解をいただき

たいと思います。

委員長 よろしいか。他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今までの各委員さんの質問・答弁をお聞きしておりますと、なんか町が積極的に関わっていくような感じ、町がここに建てたらどうですかと、そういうふうな感じでよく、聞いていたんですけど、実際、そのとおりなんですか。以前からお聞きしているのは、その地域、ある地域で要望があれば、町はこういう計画があるから、つくっていきましょかという話で理解しているんですけども。なんか、今聞いていると、町が積極的にここへ建てたらという感じに聞きましたんですけどね。そこらへんはどうなんです。そこらへんは、ちょっとはつきりしておいてください。

総務部長 そういう聞こえ方をしたんなら、誤解が生じていると思いますけれども、あくまでも、委員おっしゃいますように、この4ヶ所について、この周辺で要望があれば、町が先ほども言いましたけれども、土地の確保ができる見込みが立つなかで、町が、そういった計画、この地域について考えていきましょうということでございます。

嶋田委員 そうしたら、あくまでも要望が出て、はじめてこういうふうな町の事業を計画しているから、ほんだら、ちょっと考えてみましょうかという話で理解していいわけですね。それとですね、この先ほどの委員さんもおっしゃいましたんですけども、4ヶ所というふうな数値で縛られておられるんですけども、これ、先ほどおっしゃったように、一応、大まかな範囲で、この地区、ここらへん、ここらへんと言ってはるけれども、それ以外のところから出てきたら、そして、この条件に合うようなことであれば、建築することは可能なんですか。もう4ヶ所すでに建てたとしてですよ。

総務部長 今、おっしゃっているのは、この今、お示ししている4ヶ所について、全部交流館が建ったあとのことをおっしゃっているんですか。

嶋田委員 はい。

総務部長 この後につきましては、この第4次総合計画、この前お認めいただきましたけれども、その期間内で4ヶ所ができたらというふうに考えておりますが、その後については、そういった今申し上げている条件等々があるなかで、それがクリア、クリアという言い方ちょっと語弊あるかもわかりませんが、それに合致した点が出てくる地域がありましたら、それは検討に値する区域であろうというふうには考えております。

嶋田委員 そうしたら、今は第4次の関係で、基本的に斑鳩町を見渡してここらへんやろうということでの4ヶ所という理解でいいわけなんですね。

それと、基本的な考え方の中でね、「地域が主体性を持って管理運営を行う施設であること」の、この「地域」という概念は、これどう捉えたらいいんですか。というのが、自治会を形成しておられない、その範囲の中には、どこもありますね。そこらへんは、どう捉えたらいいんですかね。自治会を作っておられない、または自治会に入っておられない方がおられる地域も割とあると思うんですけれどもね。そこらへんはどう捉えたらいいんですかね、その「地域」というのは。

総務部長 この「地域の主体性」というのは、先ほど参事も申し上げたように、その地域の自治会、何個か当然、複数ございますので、その複数の自治会のなかで、例えば当番をお決めになるとか、それはもうお任せしますけれども、そうした自治会の方々が、そういう管理運営の主体を持っていただくということでありまして、お使いになる方については、自治会に入っていようが、入ってなかろうが、お使いになることについては制限はございません。

嶋田委員 そうしたら、管理運営はあくまでも自治会、ひとつの自治会とは限らず、その地域のなかの自治会という解釈ですね。

総務部長 はい。自治会でお選びいただいた方なり、グループなりが管理運営にあたっていただくということでございます。

嶋田委員　そして、この2番目の「広域的な自治会を対象とした」と、この「広域的な自治会」というのは。例えば、要望を上げてこられた自治会なんか、それとも、あげてこられてんけれどもその周辺を含む自治会なのか、これはどういう形で捉まえたらいいんですか。

総務部長　この4つの今示しております区域の中で、複数の自治会があります。で、この「広域的な」という言葉をつかっておりますのは、単一自治会ではないということを強調をしたいがためのことでありまして、「複数」の自治会というふうに考えていただければと思います。

嶋田委員　それと「小学校区の考え方を基本とし」、これなんで小学校区なん。もう以前のは何箇所かもあって、そらもう小学校で分けんな仕方ないという感じなんですけれどもね。これなんで小学校区の考え方を基本とせなあかんのですか。と言うのが、斑鳩町はその今言うたように、小さい自治会ばかり集まっているとことか、それを今チョイスされて、4ヶ所いうふうにされたわけでしょ。なんで小学校区と、ここ考えんなあかんのですか。

総務部長　特にこだわる必要はないというご意見もあろうかもわかりませんが、一応やはり、小学校区3つ分かれている中で、それに1か所ずつくらい、東のほうは2カ所になってございますけれども、そういうふうな配分をするほうが、より理解を得られやすいという点もございます。たまたま、結果としてはこういう形になってございますけれども、前回の地域交流館計画の考え方も踏襲しながらですね、きている計画でございますので、そういった形でお示しをしたということでございます。

嶋田委員　というのはね、小学校3つありますわな、小学校区が。ほんたら、ある1校区に、今は4か所やけれども、ひよっとしたらパンと上がってきて、5ヶ所になって、ひとつの校区に3ヶ所あるとか、そういうふうなことがあるからちょっと具合悪いとか、そういうふうな話になってくるさかいね。とにかく、斑鳩町の中で見て、4ヶ所ぐらいが今考えられることやという考えのほ

うが、ぼくはすつきりすると思うんですけどね。

それと、先ほどの答弁の中で、一定の要望があれば、それはやはり考えていかなあかんやろうという答弁をされておられまして、今、現在、上がっているのが法隆寺地区ということですからね。そうしたら、法隆寺地区というのは、例えばですよ、コミセンみたいな集会所形式のものがありますけれども、特に法隆寺地区というのはね、神輿を収納する場所がちょっとない部分がいっぱいありますのでね、そこらへんもいっしょに建ててくれとか。これ、地域性の要望ですわな。そういうふうな場合は、どうするんですか。

総務部長 そういった宗教的行事ということになりましたら、やはり、政教分離の考え方もあるなかで難しいのかなと考えています。

嶋田委員 政教分離、そうしたらね、うちの自治会はこんだけ荷物があるんやと。そやけどこれ自治会館に置いておくのは目いっぱいやねんと、使うのに不便するさかいに、例えば、これを置かさしてくれとか、そういうふうな要望等は考えないわけですか。

総務部長 この地域交流館というのは、その自治会の集会所ではないというふうに考えていただければよく分かると思うんですけども。そういう考え方をすると、各自治会の例えば用具等については別途確保していただく必要があるというふうに考えております。

嶋田委員 それとですね、先ほども委員から言われた、例えば、葬儀をやりたいとか、そういうふうな、集会所ですよ、そういうふうな考えがあるから、こういう建物を建ててほしいと、こういうことができるような建物を建ててほしいとか、そういう要望はどうなるわけなんですか。

総務部長 ちょっとなかなかイメージできにくいんですけども、例えば、そういうホール的な場所があつて、それを、例えばですよ、ホール的な建物を建てるとして、ホール的な建物を建てるとして、その中を分割できる、アコーディオンカーテンかなんかで分割できて、その中で、普段はいろんな活動をされ

ていると。そうした大規模なときは、とっぴらって、ホール的な使用もできるといったことをちょっと想定していただければ、例えば、実際にあるのかどうかはあれですけれども、そういった使用ができるような会場にはなるのかなとは思いますが、それ用に、例えば、祭壇用の何かをつくれということにはちょっとなりにくいのかなとは考えています。

嶋田委員 わかりました。そうしたらね、今言ったような1問1答の質問・答弁は多々あると思いますのでね、管理規約というのかな、そういうふうなのをまずこしらえていくべきではないのかなと。管理規約というのかな、基本的なラインはもうちゃんと決めておくべき、文書でもってね。そうしたら分かりやすいと思いますねんけれどもね。

総務部長 おっしゃるとおりでございまして、例えば、地域地域、先ほど飯高委員のご意見にもございましたように、地域地域でいろんな形の使用形態が出てくるのかなということが想定されるなかで、やはりその地域に見合った形の管理規約というものが必要になってくるとは思いますが、「これは譲れませんよ」と、今いろいろご質問いただくなかで、「この線は譲れませんよ」ということ、町としてこれはダメですよと、最低限のことは当然出てくると思っています。今、考えておりますのは、消防コミュニティセンターの現在の使用形態でございます、利用規約もございまして、それを参考にしながら、作ってまいりたいというふうに考えております。

嶋田委員 作ってまいりたいということは、文書でもって作られるということですね。

総務部長 そのとおりでございます。

嶋田委員 それと、建物の大きさも、だいたい消防のコミセンぐらいの大きさだということも聞いておりますけれども、基本的に、何平米以下と、そういうふうなことも一応、考えておいていただけたらいいのではないかなと。というのも、先ほどの委員さんのあれで、「うちの利用形態は割と多人数なんです」と、「うちの」というのは「この地域での利用形態は割と多人数なんです、せ

やからちょっと大きめの」とか、そういうふうな話もあるかとは思いますが。そうしたら、どこが上限なのか、そこらへんもはっきりさせておくべきであって、何平米以下ということも考えておいていただきたいと思います。

それと、この目的の中で「高齢化社会に対応するために」とか、いろいろ書いていただいていますけれども、以前に要望があって、老人会をするのに、賃貸のところを借りているんやと。町から補助していただけませんかという陳情があったように思いますけれども。高齢化社会に対応するためにやったら、その陳情に対して、今までどのようなことを町は研究されておられたのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

総務課参事 多分、三室地区から賃貸借の関係で出ておったと思います。これにつきましては、今、峨瀬自治会の集会所の問題で最高裁に上告しております。また明日、口頭弁論がございますが、その結果を見て検討してまいりたいと考えております。

嶋田委員 それは以前にもなんか聞いたようにも思いますねんけれどもね。その裁判と、その集会所の補助を出すのがリンクするのかどうかは別にして、高齢化社会に対応するためやったら、以前に陳情出てきた分について、今までから、やる・やらんは別にして、調査研究はして行って当たり前のこととちがうかなと、私は思うんですけれどもね。そこらへん、これからはされていかれるのかどうか、そこらへん、ちょっとお聞きします。

町長 これはもう当然、そういう陳情の内容でございましたから、そういうことで、社会福祉協議会等としてそういう地域的に、まあおっしゃってるのは、あくまでもサロンの、その空き家の空いたマンションにでも、あるいはアパートにでも、そこらを活用できへんかということで、それに対する助成ということで、これは社会福祉協議会のほうではさせていただいていますし、なかなかそういう点については利用度は少ないということでございますし、なかなか高齢化の中で、そういうものがというよりも、高齢者の方々の介護をするのか、あるいはそういうサロンとしてやるのか、あるいはいろんな問題があると思います。健常的な方々の場合でしたら、こういう畳の間には座

らないと、高齢者でも座らない、そうしたら、いすを用意するのか、あるいはそういうことでも、公民館でもかなり変わってきたと思います。もうほとんど畳の間にはいすを置かれて、周辺に座られたら、必ず前が空いてしまうということです。先ほども宮崎委員さんもおっしゃっていますように、かなりの人数の地域のところは、それだけの確保できるかというたら、だいたい総会やってもですね、会合やってもほとんど来られない。まあ言うたら、我々地域でも、本当にもう総会いうたかって、2、30人来られたら、それで終わってしまうというような感じですから。そこらは大きな自治会になれば、前も嶋田委員がおっしゃっているように、そういう東公民館とか、斑鳩の中央公民館とか、あるいはそういうところをやっぱり使っていただくというのが本来であろうと思います。地域のための交流館ですから、ひとつの考え方としての、そういう点で、今の文言の中には「高齢化」というひとつの語句が入っていますけれども、それも重視して、建てるとしたら、そういうもの、当然バリアフリーとかいろんな関係については、そういうものも積極的に採用していくのが、一番、当然であろうと思っております。そら10年、20年ぐらい前から、ほとんど葬式ができるような公民館を作れということから、いろんな議論があったと思いますけれども、今、もう公民館で葬式をされることはほとんど、ないということはないですけれども、ほとんどないということですのでございますから、そういうことが10年あるいは15年で変わってくるということも十分考えていかなかったら、そらこれからやっぱりそれは、やっぱり先ほど木澤委員がおっしゃったように、やっぱり皆さん方のご意見を十分聞いてですね、地域地域の公民館としての、地域公民館として、ひとつの基本としては、コミュニティセンターをひとつのモデルとして、やっぱりそういうぐらいのものを作りたいということでございます。

嶋田委員

それは分かりますねんけどね、私言うてるのは、今現在、どこかの施設を賃貸で借りて、老人会なりのサロンでもってやっておられるところにその賃貸の分の補助金を出してくれということを検討されておられるのかどうかということなんです。それで、裁判がまだ継続中やから、検討はしていないという答弁だったので、それはおかしいやろうと。陳情が出てきて、ここにも「高齢化社会に対応するため」と書いてあるねんから、その老人クラブなり、何

なりが借りてはる賃貸料に補助を出すということをこれから考えていってくと、こういうふうに言うてるわけなんです。それに対してはどうなんですか。

副町長

これにつきましては、以前に、役場にも出てきましたし、議会にも出てきましたわね。それで総務委員会でも議論になりました。そのときにでも、今後お互いに研究していこうということになったと思います。現在でも、大都市ばかりでなっておりましたわね、いわゆる大都市でマンションばかり建っておるところで、そういう敷地を確保できないから、賃貸しかしようがないというところで活用されておりましたので、今後としてはそれは斑鳩町に当てはまるかどうかについては、今後、議会も研究していくけれども、総務課、担当課も検討してくれと、確かそういうまとめになったと思います。これについては、先ほど木澤委員が言われましたけれども、補助金の集会所の上限もありましたわね、上限の話。で今一方、それに対しては一定、当面は社協でいくばくかの補助を出しているということを、今、町長が答弁させていただきました。そうしたら、それ以外についてはどうしようかというのは、やはりその補助金の上限といっしょに、含めて、今後の検討課題と。今後の、ずっと人口が減っていく中で、高齢化社会が向っていく中で、そうしたら自治会を維持する上でどうあるべきかというのは、補助金とともに、お互いに考えさせていっていただく問題であろうと考えております。

嶋田委員

分かりました。考えさせていただく問題よりも考えていっていただきたいと、まずそう思います。ほんで、いみじくも今、補助金規定のことをおっしゃいました。最後にそれを言おうと思っていたんですけども、今、上限2分の1やということやけども、町の認識も、その金額、そこまで捻出する余裕がないと、そういうふうなことをおっしゃっていますのでね。補助金をまあ3分の2とか、そういうふうに上げていただくように、研究していっていただきたいと。その答弁も先に言っていただきましたけれどもね、それを要望しておきます。以上です。

委員長

他にございませんか。ないようでしたら、私のほうから。

ちょっと前回の委員会で、この4ヶ所の交流館建設は、約10年から12年をもって、3年おきか、なんかそういうふうなお話、説明をお聞きしたと思うんですけども、ちょっと今回の計画のところには、その期間というのは入っていなかったんですが、それは間違いないでしょうか。 小城町長。

町長 今、委員長がおっしゃるように、やっぱり要望が上がってこなかったら、なかなかできませんから。やっぱりそういう点では、用地から、あるいはそういうものを確保せんなあきませんから、ある程度それが固まってこなかったらなかなか出てこないと思いますから。できる限りそういうご要望があれば、町としても早くしていきたいと。ですから、皆さん方が思っていただくように、この4ヶ所が早くうまくいっていただいたら、それだけコミュニティが繁栄していくと思いますから、そういう点についても、委員長もひとつご協力をしていただきたいと思います。

委員長 今、町長から答弁あって、ということは、私の感覚からいけば、要望がいつか来ても、財政的なことを考えて、やっぱりちょっと期間を、ある程度、長いスパンで考えていかれるんだなと私は思っていますけれども、今の町長の答弁やったら、もし要望がきたら、もうできるだけ早く要望に応じていこうと思ってんねんと、このあたりはそれでよろしいか。小城町長。

町長 そういうふうになっていただければ、ありがたいと思います。

委員長 あと、いろいろ各委員さんから話が出たなかで、私からいきますと、やはりこの答弁の中で、集会所と交流館とはちょっとまた意味が違うねんと、違う種のものやねんというような答弁があり、そうなってくると、やっぱりコミュニティという面では同じ共通した部分があると思うんですね。だからやっぱり、その既存の各自治会の集会所の、非常に今、積み立ててもなかなか建てにくい、いろんな諸問題を抱えている中で、やはりそれができるだけ集会所も充実できる、そういうような施策とともに、やっていていただきたいと、というような皆さんのお話があったように思うんですね。そのあたりも、やっぱり、今後、本当に前向きに考えていただくというようなことを、

ちょっと要望したいと私は思います。

では、今出ました各委員さんの意見を参考にして検討していただくことを要望いたします。

11時10分まで休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時10分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(3) コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、理事者の報告を求めます。

清水総務部長。

総務部長 それでは、コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、資料の4をご覧いただきながら説明させていただきます。

9月15日の当委員会におきまして、町税等の納付に係りますコンビニ収納・ペイジー収納の導入につきまして、調査・研究を行うための検討会議を設置することにつきまして説明をさせていただいたところでございますが、第1回目の検討会議を9月3日に開催いたしまして、それ以降、先進地の視察調査でありますとか、指定金融機関であります南都銀行のほか、関係機関等との協議を行うなかで、一定のとりまとめができましたので、報告をさせていただきます。

まず初めに、コンビニ収納及びペイジー収納というのはどういうものかにつきまして、あらためて説明をまず行いたいと思います。

コンビニ収納でございますが、コンビニ収納とはコンビニエンスストアの窓口において税金等の支払を行えるものでございまして、全国の約45,000店舗とほとんどのすべてのコンビニエンスストアで利用できるシステムでございます。

また、ペイジー収納とは、マルチペイメントネットワークとよばれる金融機関の電子決済システムのネットワークを利用いたしまして、インターネットバンキングやモバイルバンキングの利用や、このマルチペイメントネット

ワーク対応金融機関の現金自動預け払い機、いわゆるＡＴＭでございますが、これを利用して税金等を支払えるというシステムでございます。

２番目の導入の背景と目的でございます。先の委員会でも説明をさせていただきましたが、インターネットをはじめといたします情報通信技術の飛躍的な発展に伴いまして、行政サービスの高度化や効率的な行政運営を実現するための情報化施策の推進が求められるなかにおきまして、税金等を支払う場合には、現在におきましては、住民の方々等、納入義務者の方が金融機関か町の窓口のほうに出向いていただきまして、現金で支払う必要があることから、どうしても時間的・あるいは場所的な制約を受けることとなっております。こうしたなかで、民間サービス事業者を中心に、コンビニエンスストアでの支払、あるいはインターネットバンキングを利用した支払い、いわゆるコンビニ収納・ペイジー収納の利用が急速に普及している状況でございます。全国の地方公共団体におきましても、コンビニ収納につきましては３７５団体、ペイジー収納につきましては２１団体が導入している状況でございます。県内におきましては、ペイジー収納の導入はないものの、コンビニ収納につきましては１５団体導入している状況でございます。

このことから、当町におきましてもこうした収納方法の多様化に対応し、住民サービスの向上に効果的な収納方法として、このコンビニ収納、ペイジー収納の導入してまいりたいと考えております。

次に導入による効果でございます。ここに書いてございますように、この効果といたしましては、１つとして、税金等の支払方法の住民の選択肢が増加し、場所や時間的制約が減少し、そのことによって住民サービスが向上するというものでございます。

２つといたしましては、郵便局のＡＴＭやコンビニエンスストアが利用できることにより、金融機関や町の収納窓口の運用時間を未納理由にされる事がなくなり、未納者への対応が容易になるということでございます。もっと言いますと、これは、滞納者から納付できない理由としてよくおっしゃるのが、銀行や役場があいている時間帯は、自分も仕事などで勤務時間があるから、納付できないといった意見が寄せられておる中で、このコンビニ収納・ペイジー収納の導入することによりまして、そういったことが言えなくなるということでございます。

3つ目といたしまして、期限内の収納率向上が期待できるところから、督促や未納管理に伴います事務の効率化が図れることが期待できるというふうに考えております。

次に、対象税目でございます。現在考えておりますのは、個人住民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道料金といたしまして、上下水道料金につきましては、口座振替率が現在90%ということもございまして、コンビニ収納のみの導入を考えております。

次に導入年次でございますが、このコンビニ収納・ペイジー収納の導入をする際に必要となります収納代行する事業者の選定後、約6ヶ月間のテスト期間が必要でありますことから、平成23年度におきまして、この収納代行する事業者等の選定、あるいは関係機関との協議、あるいはシステムのテスト等を行った上で、平成24年4月から、コンビニ収納・ペイジー収納の取扱いを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、新年度におきまして、先ほど申しました収納を代行する事業者等が決定いたしまして、具体的なスケジュール等が決まりましたら、またあらためて当委員会にご報告させていただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 私のほうからちょっと。実際今現在こういうような税関係とかの引き落としをされている、口座から引き落としされている方の比率といたしますか、どれぐらいの方が引き落としに今現在なっておるか、わかりますかね。

清水総務部長。

総務部長 先ほど申しました水道料金につきましては約90%でございます。個人住民税におきましては平成21年の実績で申し上げますが、個人住民税におきましては30.9%、固定資産税におきましては47.5%、軽自動車税におきましては28.8%、国民健康保険税におきましては42.1%となっ

ております。

委員長

結局引き落としされている方は、今までどおり引き落としと、それ以外の方を対象にという形で、それでもやっぱり住民サービスということを考えていけば、こういう方向で、初期のコストはかかってもというような考え、そうなるといういろいろな徴収とか、そういう部分での事務手数というのが非常に簡略化できるというか、合理化できて、それが住民サービスに結びつくというふうな考えで私はおるんですけども、それで間違いございませんね。

清水総務部長。

総務部長

そのとおりでございます。

委員長

分かりました。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(4)斑鳩小学校民俗資料室の一般開放について、理事者の報告を求めます。植村教育委員会総務課長。

教委総務
課長

斑鳩小学校民俗資料室の一般開放についてでございます。現在一般開放につきましては、毎週土曜日の朝9時から17時に一般開放を行っておるところでございますが、この開放につきましては平成22年度限り、今年度限りといたしまして、平成23年度からは行わないこととしたいと考えているところでございます。

ご承知のように、斑鳩小学校民俗資料室につきましては、小学校の教材として収集・保存されておりました伝統的な農機具、工具、家具、衣装などの民俗資料につきましては、平成5年から一般住民にもその展示を開放する一般開放をはじめまして、現在に至っているところでございます。

来場者数につきましては、現在では開放日1日当たり約1.7人でございます。子どもさんの利用が多いというところでございます。

また、1日平均1.7人とはいいますものの、平成21年度におきましては、開放日50日のうちに来場者が0人であった日は27日ございました。また平成22年度におきましても、10月までの開放日31日のうち来場者が0人であった日は17日ございまして、開放日の半分以上にのぼっている

という現状がございます。このような現状や費用対効果も考えるなかで、一般開放については、終了ということにしたいというふうに考えておったとろでございます。資料そのものは歴史学習のうえで貴重なものであることには変わりはないので、基本的にはこれまでどおり、斑鳩小学校の学習資料室として活用させていただくこととしております。また、その他の小学校、中学校の児童・生徒や、また幼稚園児にも見学させるなど、郷土の歴史伝統の学習教材としては、一層の活用をはかっていきたいと考えているものでございます。また、個々への対応は難しいと考えますが、例えば郷土の歴史などを学ぶ学習グループなどが見学したいというふうな申込等がございましたらば、小学校の授業に影響を及ぼさない範囲の中で、できる限り対応させていきたいというふうに考えているところでございます。

この民俗資料室の一般開放の終了について、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今、人数のほう聞かせていただいて、1日平均1.7ですか、来ない日が27日あるという状況であれば、常に開放しておく必要はないかなというふうには思いますけども。これまでですね、この民俗資料室の存在っていうんですかね、こういうものがありますよというのは、どういう形でお知らせをしてくられたんでしょうか。

教委総務 過去におきましては、広報紙の記事の掲載なども行わせてもらいましたし、小学校を通じてのこういうのがありますというのもさせていただいたというふうにはありますけども、今まで広報紙でというような状況です。

木澤委員 先ほど、団体で申し込まれた場合は見ていただくことはできるとおっしゃっていただきましたけども、情報発信のほうはですね、こうした資料室がありますよということについては、やはり随時どこかで発信をしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
他に理事者のほうからなにか報告しておくことはございませんか。
乾総務課長。

総務課長 その他でございますけれども、職員の採用試験の結果についてのご報告をさせていただきます。12月5日に、最終の試験となります三次試験として受験者11名に対しまして面接を実施しております。その結果でございますけれども、6名の合格者を決定いたしております。男女の内訳でございますけれども、男が5名、女1名、計6名ということでございます。なお、採用につきましては来年、平成23年4月1日付の採用としております。
以上で、職員採用試験の結果についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他に理事者の方から報告しておくことは。 小城町長。

町長 JAの全国共済組合からですね、車1台を寄贈いただきました。これは県下市町村に各1台づついただいたということで、昨日いただきまして、一応4月の25日、櫃原でそういう式典をしたいということでございます。一応車は、特に教育委員会等の関係のパトロールとか、そういうひとつの安全確保のためにですね、してほしいということでございますので、ご報告を申し上げます。ダイハツのタント、車種は、です。

委員長 他にございませんか。 乾総務課長。

総務課長 消防関係の年末年始の行事予定についてでございますけれども、毎年行っております町消防団の年末警戒パトロールでございますけれども、本年も12月28日から30日までの3日間実施をさせていただきます。

議員皆様には、恒例によりまして、消防団員への激励といたしまして、この期間に各分団詰所にご訪問をお願いしたいというふうに存じております。事前に班編成をさせていただきましてご案内させていただいておりますが、年末の大変お忙しい中ではございますが、よろしくお願いを申し上げます。

それと来年、新年の1月5日でございますけども、消防団出初め式を挙行いたしますので、午前10時から斑鳩小学校の運動場で実施をする予定でございます。これにつきましても議員皆様にはご案内をさせていただいておりますが、よろしくご出席賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長

他に報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長

各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、3. その他について、各委員から質疑、意見があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

公民館の利用のことについてちょっとお尋ねをしたいんですけども。先日ですね、子育てサークルをつくって、お母さん5人と子ども5人という形で中央公民館のお茶室を利用したいということで申し込んだんですけども、最初1回は利用できたらしいんですね。2回目申し込もうとした時に、特に備品等を壊したということでもないのに、利用を断られたというふうにおっしゃっておられたんです。それは何でそんなことになったのかなというのをちょっと確認したいのと、それとですね、お母さん5人と子ども5人で団体登録をされたいということで相談をされたんです。最初は大人5の子ども5で10人でいけますよというふうにお聞きになったらしいんですけども、実際に申請をしに行った時には、これじゃだめですというふうに言われたそうです。それもなんでそういうことになっているのか、規定はどうなっているのかなというのもちょっと確認をさせていただきたいなと思うんです。

生涯学習
課長

中央公民館の茶室の使用につきまして、現在、子育てに関するサークルに関する活動目的で使用できないということとはございません。以前、茶室の使用につきましては備品とか設備の関係ですね、使用目的がありまして、一定の制約を加えておったということとはございますが、現在はそういった使用目的で使用できないということとはございません。今後、このようなことがないように適切に対応するように努めてまいります。

2点目の公民館自主グループの5組10人ということで、親子で活動されるグループについては、5組10人ということで、登録できなかったということではございますが、公民館自主グループの活動につきましては、その活動目的達成のため、一定の基準が必要であるということから、その構成の人員としまして10人以上で活動していただくということが適当な数であるということから一般的に10人というふうにされております。そしてまた子育てに関するサークルの方々につきましては、10組20人というような親子で20人というようなことで設けておりましたが、今現在、そういった活動の状況とか、和室の環境ですね、広さ等を勘案する中で、今現在、例えば8畳の和室で20人の活動というのはやはり困難ということも考えられますので、木澤委員がおっしゃるようになりますね、その構成の基準についてももう少し緩和をしていこうというふうに考えているところでございます。

木澤委員

お茶室の利用については、今現在特に規制をして、そうした子育てサークル等が使えないということではないということですので、その辺はきちっと徹底していただいて、統一に対応していただけるようお願いをしておきたいと思えます。

それと、自主グループの登録のほうですけども、子育てサークルの方自体が保健センターのほうでも力入れて、町としてもそうした子育てサークルをつくっていかうということで頑張らせていただいておりますけど、町のやっているのを卒業して自分たちで自主グループをつくるというのも、なかなか大人数でグループというのは作れないと思うんですね。ですので、そうした小規模のグループが増えていくかなと思えますので、そうしたグループでもやはりきちんと使えるような形、団体登録もできるような形で、今後柔軟にちょっとその点については検討していただきたいというふうをお願いをしておくの

と。あとですね、先ほど地域交流館の建設の話もありましたけども、今なかなかそうして乳幼児を遊ばせながら親が交流をするというようなサークル活動がなかなか畳の部屋がないとできないと、小さい固い床の部屋だと子どもがこけたりしたら危ないんで、なかなか使いづらいという状況があると思うんです。だからって言って和室を増やすこともなかなか難しいと思いますんで、できればですね、よく病院なんかで子どもの育児コーナーみたいなところで、こんなマットを敷いてスペースをつくっているような状況があると思うんです。ですのでそうしたマットを、例えば各公民館とか、生き生きプラザのほうでもご用意いただければ、子育てサークルが使いたいと言うた時には、例えば中央公民館の研修室でもちょっと机を除けてですね、そうしたマットで子どもを遊ばせておきながら、お母さん達が交流するといった取り組みはできるかなと、そうすれば研修室の利用なんかも上がりますし、マットの購入についてはいろいろ金額あると思いますんで、そんな高いものではないと思いますんでね、今後購入についても是非検討していただきたいと思いますんで、これは来年度に向けて要望しておきたいと思います。

町 長

木澤委員からご要望ということですけども、一番問題は事故なんですよ、生き生きプラザでもやっぱり、カバーがしていないから、カバーで頭打ったということでも問題があるように。やっぱりそういうことの管理がですよ、十分できているけども、もし万が一、そこで転倒してなった時に誰が責任やということになってまいりますし。やっぱりそこらのところなんでもマット敷いてやったらいいやないかということだけでは。私は、親が、誰かが責任を持って保育をするということをしなかったら、やっぱり最近の傾向はどうしても勤めに行っておられますから、友達と話し合いしてる、そしたらそのまま赤ちゃんは放っておく、そうしたら這っていったらわからないという現状がありましてね、生き生きプラザでも何ヶ月か前にそういう問題があって、ラバーをしまったけども、やっぱりそういうことが起きたときにはやっぱり皆があんなんしてたよかった、あこのはずしてはったらよかったと。地域交流館でも和室の、中央公民館でも、ただ、木澤委員おっしゃるように結局満席なんですよ、割とお茶室は。だから申し込んだ時に断られたのか、どっちが先にあったんかわかりませんが、そりゃ使えることは自由に使えます

から、それはいいんですけども、一番問題なのは自分が希望した時に、やっぱり誰かが申し込んでおられて、あかんということもありますからね。やっぱりその辺の関係を十分理解いただいてですね、町としても、今、黒崎課長言うたみたいにできるだけおっしゃっていただくようなご意向にしていきたいということは申し上げているわけですけども、ただ場所が1つしかございませんから。畳とかマットでもということでもありますけども、購入すること自体は別にいいんですけども、あと事故が起こらないというひとつのことで、やっぱりお母さん、あるいは、そういうお父さん、誰かが責任を持ってやっぱり環境を見ていただくということが、今一番大事だと思っています。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他になれば、継続審査についてお諮りいたします。お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

皆さん終始熱心に、長時間早朝から審議いただきました。継続審査の関係につきましても、今の文化財センター等につきましても、今後十分できるだけお客さんに来ていただけるような、そういうふうな形をとっていきたい。またいろいろとおっしゃいましたように、駐車場の関係等もございませども、できる限り i センターとの連携を密にしながら町営駐車場をご利用いただいて、散策をしていただくということですね、お願いをしまいたいと思います。また、特に中宮寺の関係等については、中宮寺史跡の関係等については来年の3月で一応第3次調査が終わるわけですけれども、その後、これから史跡の関係等についても公園化の問題等について、これからまた、委員の皆様方にもご苦勞をかけておりますけれども、よろしくお願ひします。

あとの各課報告事項につきましても、特に斑鳩町の一般会計補正予算、今いろいろときめ細かな関係等について、いろいろとご審議をいただきまして本当にありがとうございました。また、この地域交流館の問題についても本当に皆様方の真剣な、終始熱心な意見をいただきましてですね、やっぱりわれわれとしては作る以上は本当に皆様方のご利用がスムーズにですね、また、楽しくご利用がいただけるような環境を作っていくことが大事だと思います。まず要望があるところからですね、進めさせていこうという気持ちでございませども、また、それぞれの委員の皆様のご意見を十分聞きながら進めてまいりたいと思います。それとコンビニの収納、ペイジー収納、あるいは斑鳩小学校の民族資料室の土曜日の開放を閉じるということでございます。

いろんなご意見等をいただく中で、今後とも住民の本当の立場を十分考えながら進めてまいりたいと思います。本日は本当に長時間ありがとうございました。

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午前 11 時 36 分 閉会)